

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月10日提出
【計算期間】	第35特定期間(自 2025年1月18日至 2025年7月17日)
【ファンド名】	野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

外国の公社債を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、マザーファンドに代えて、マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
追加型	海 外	債 券	
	内 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回				
	年4回	日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()	
		欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
		オセアニア			
不動産投信	日々	中南米		なし	
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ		その他 (FTSE世界国債 インデックス (除く日本))
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な

収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を
実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定め
るMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信
託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
をいう。
(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み
あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運
用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合
には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関
債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい
う。
(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるも
のをいう。
(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほ
か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に
掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす
る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な
変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合
わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載が
あるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものと
する。
(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるも
のをいう。
(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ
るものをいう。

- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

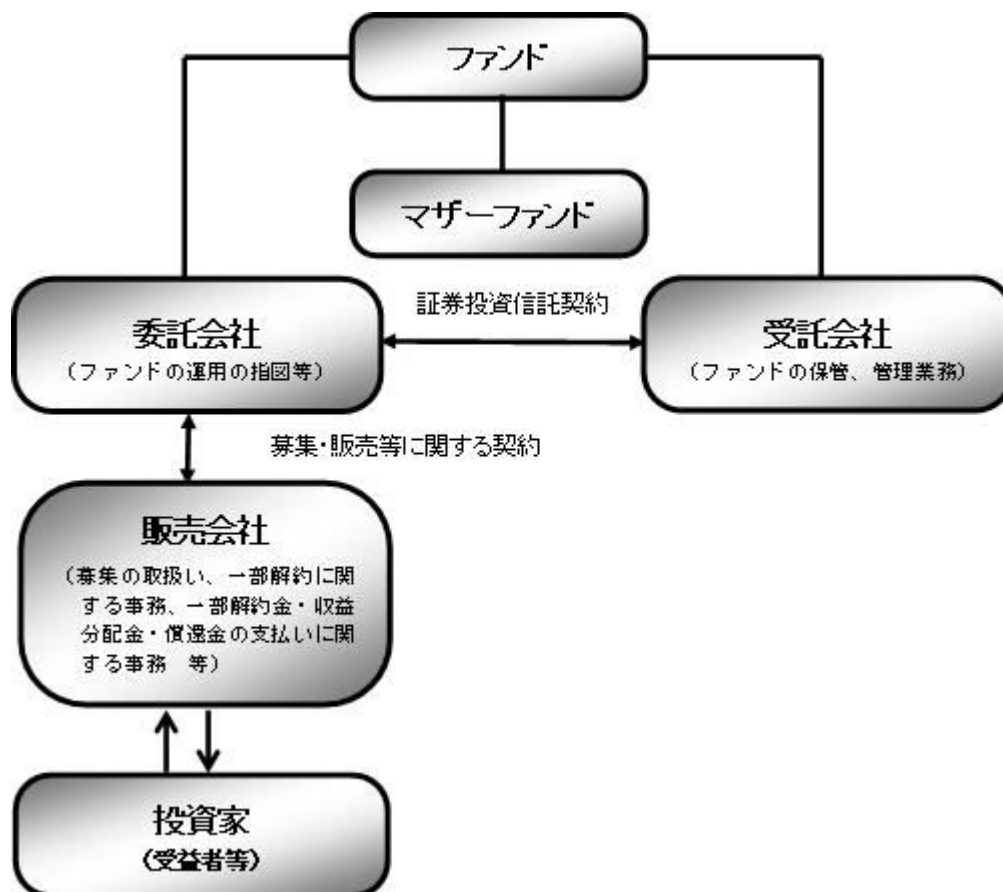
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

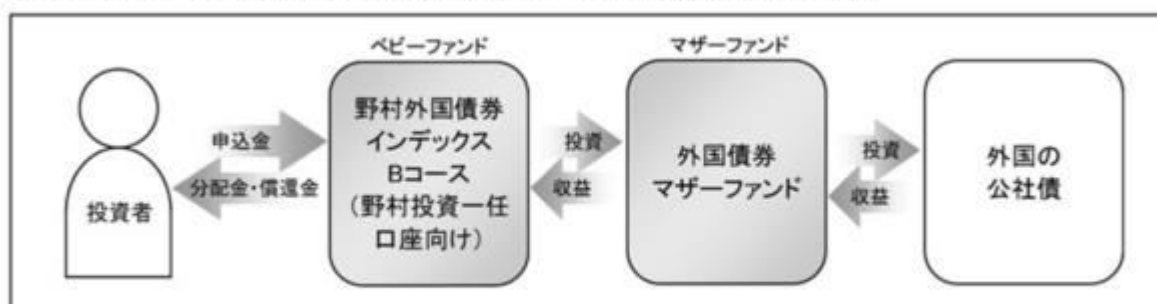
2008年2月27日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2017年10月13日	「野村外国債券インデックス（野村投資一任口座向け）」から 「野村外国債券インデックスBコース（野村投資一任口座向け）」へ名称を変更

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）
マザーファンド (親投資信託)	外国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



※マザーファンドに代えて、ETFに直接投資する場合があります。

■ 委託会社の概況(2025年8月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

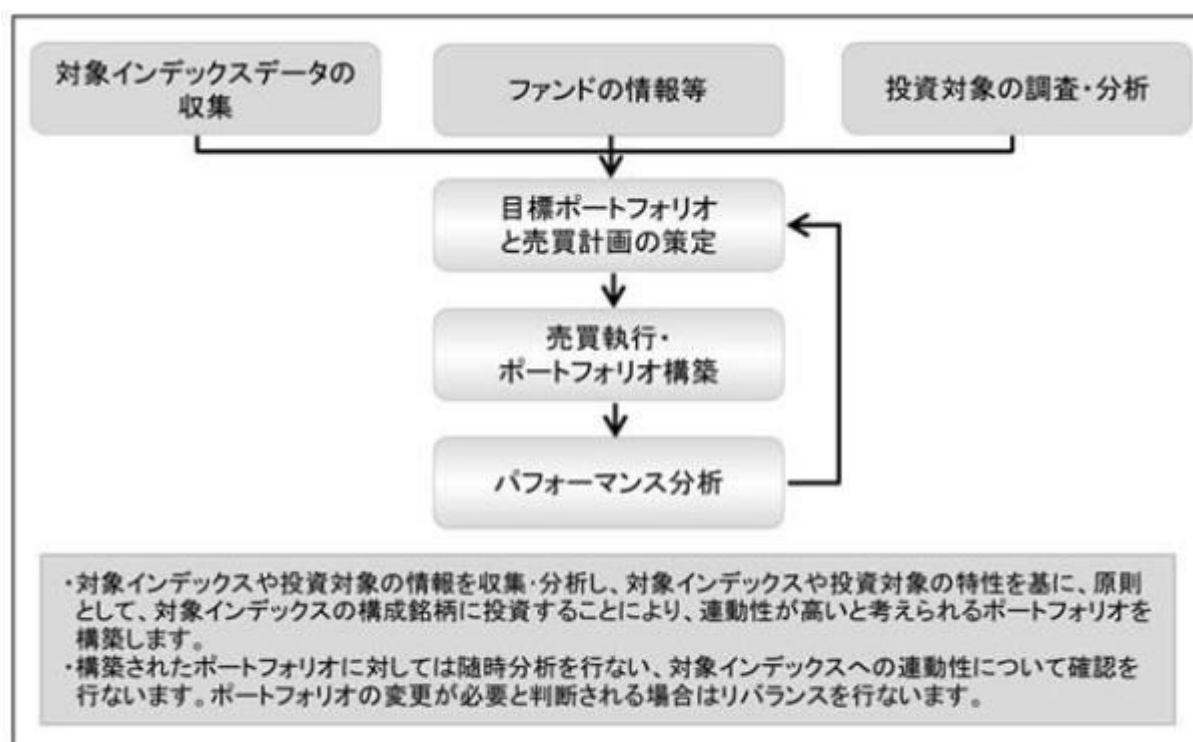
2【投資方針】

(1)【投資方針】

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ 投資プロセス ■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とは ■

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーで

はなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。また、マザーファンドに代えて、マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債 の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

- 8．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 11．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券ならびに第11号の証券または証書のうち第8号および第9号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

（外国債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

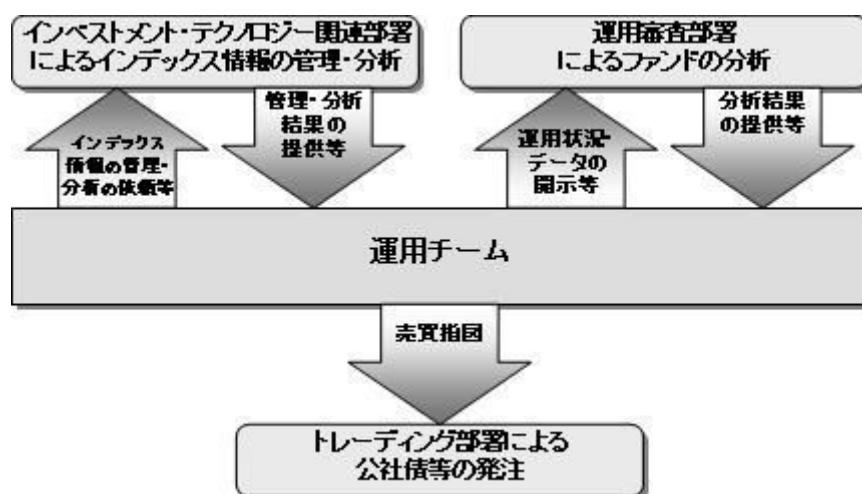
スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

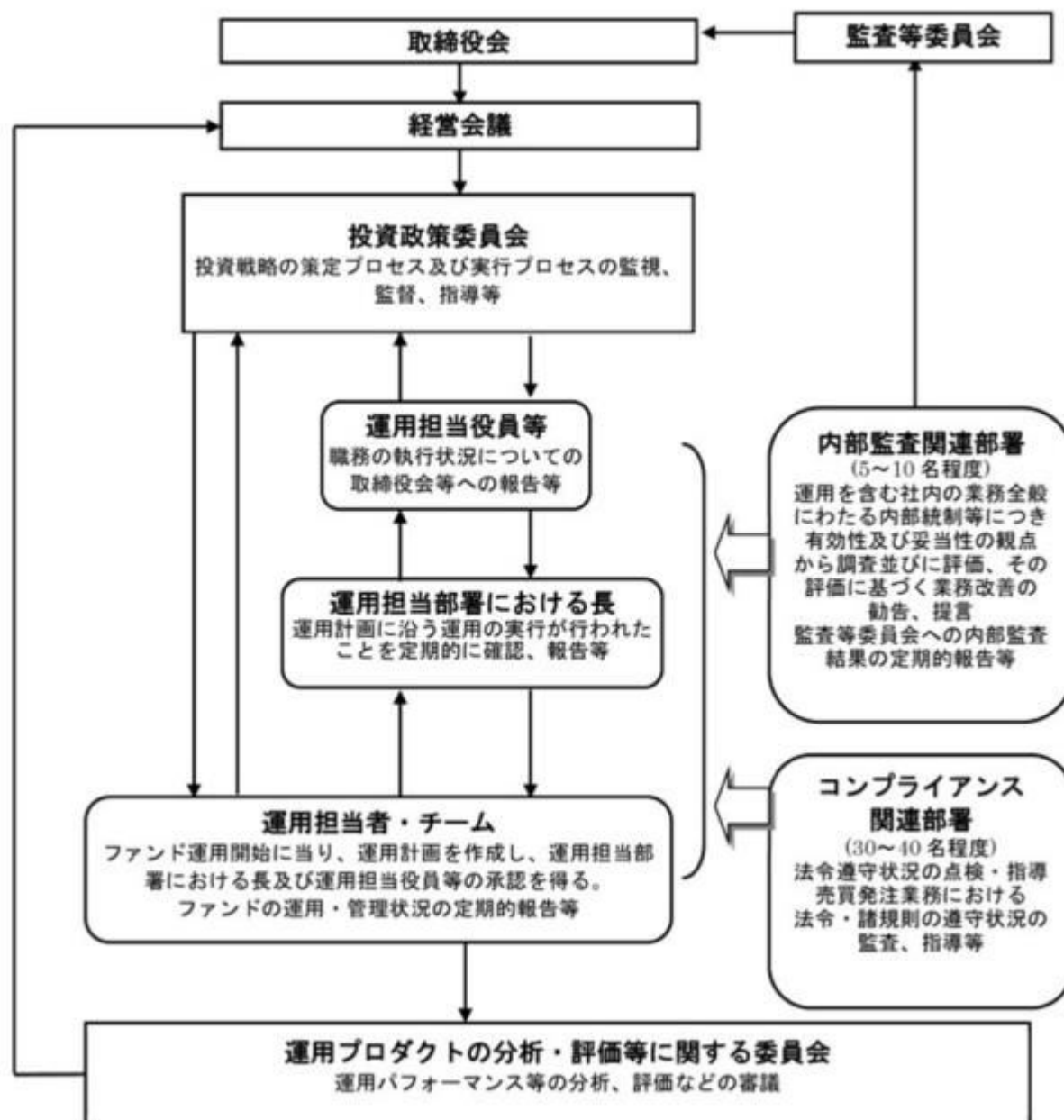
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆ 分配金に関する留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

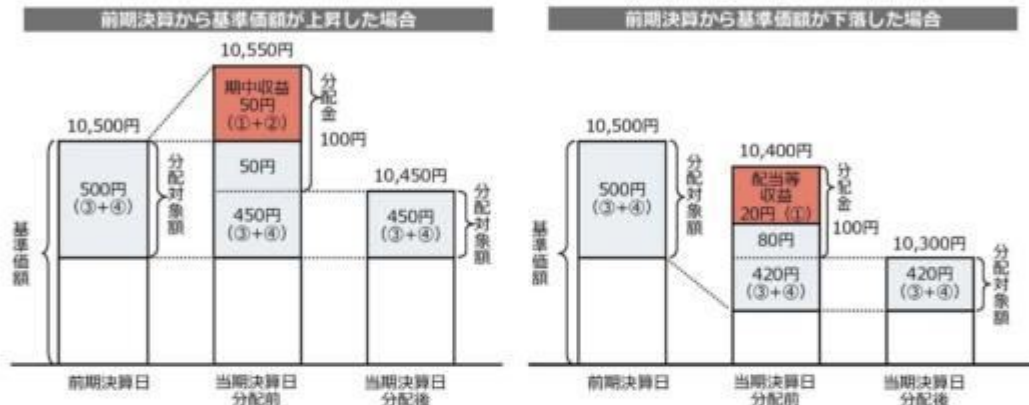


● ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

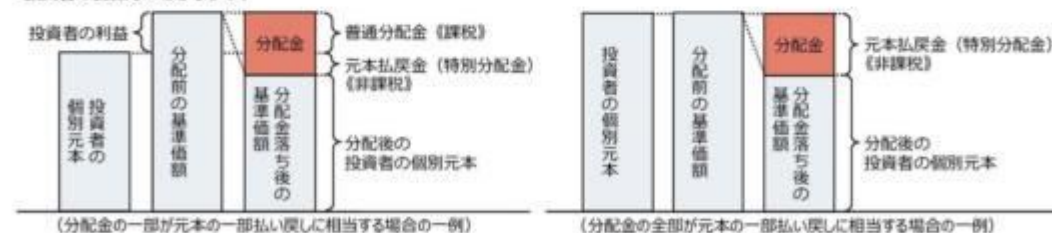
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



● 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

◆ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新

株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

() 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

() スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

() スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

() 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託

財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ

た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

() 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

() 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

() 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第34条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

() 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

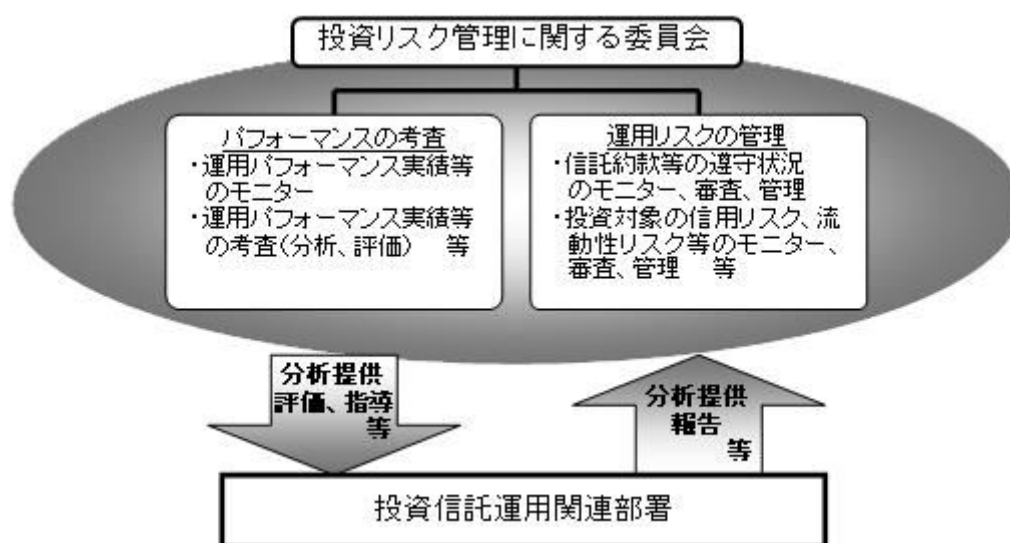
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流

動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.33%（税抜年0.30%）以内 （2025年9月末現在 年0.33%（税抜年0.30%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
< 委託会社 > ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.22%以内 （2025年9月末現在年0.22%）
< 販売会社 > 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%
< 受託会社 > ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%

* ファンドがETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

なお、当該費用のうち委託会社が収受する分に関しては、信託報酬の調整を行いません。

● 信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年0.30%（税抜）- 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.30%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとし、マザーファンドに代えて投資するものをいいます。

- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 個別元本について ■

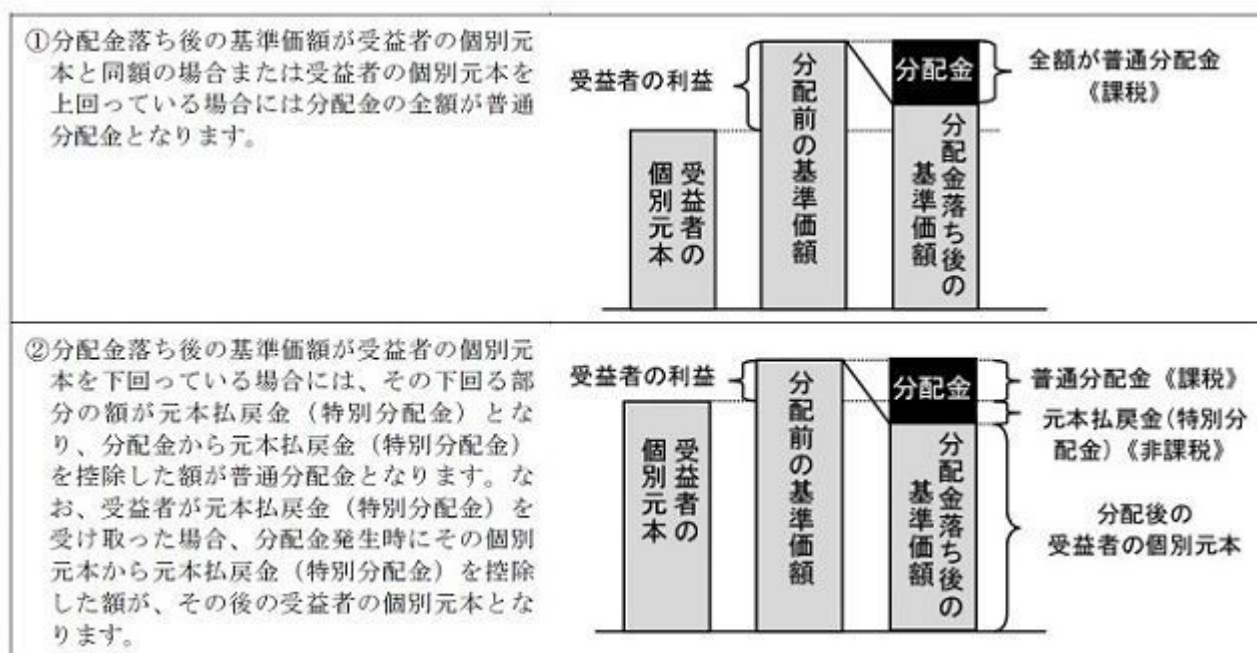
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

■（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.33	0.32	0.01

（2025年1月18日～2025年7月17日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	240,364,456,925	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	24,047,073	0.01
合計（純資産総額）		240,388,503,998	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	476,820,783,344	45.50
	カナダ	20,775,281,266	1.98
	メキシコ	8,623,648,223	0.82
	ドイツ	56,346,228,452	5.37
	イタリア	82,541,864,629	7.87
	フランス	68,339,221,720	6.52
	オランダ	12,826,392,322	1.22
	スペイン	50,939,293,451	4.86
	ベルギー	15,799,832,891	1.50
	オーストリア	10,417,060,714	0.99
	フィンランド	4,602,857,453	0.43
	アイルランド	4,999,545,969	0.47
	ポルトガル	4,594,858,441	0.43
	イギリス	57,848,440,222	5.52
	スウェーデン	1,914,857,793	0.18
	ノルウェー	1,704,474,464	0.16
	デンマーク	2,320,254,337	0.22
	ポーランド	6,807,194,441	0.64
	オーストラリア	13,130,855,086	1.25
	ニュージーランド	3,057,987,803	0.29
	シンガポール	4,213,464,166	0.40
	マレーシア	5,237,688,041	0.49
	中国	119,778,574,741	11.43
	イスラエル	3,928,310,693	0.37
小計		1,037,568,970,662	99.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,177,076,630	0.97
合計（純資産総額）		1,047,746,047,292	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国債券インデックス Ｂコース（野村投資一任口座向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	78,030,274,291	3.0815	240,450,290,228	3.0804	240,364,456,925	99.98

種類別及び業種別投資比率

国債証券	99.02
合 計	99.02

【投資不動産物件】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16特定期間	(2016年 1月20日)	391,897	392,895	0.9814	0.9839
第17特定期間	(2016年 7月19日)	395,190	396,052	0.9174	0.9194
第18特定期間	(2017年 1月17日)	406,523	407,410	0.9170	0.9190
第19特定期間	(2017年 7月18日)	415,829	416,717	0.9367	0.9387
第20特定期間	(2018年 1月17日)	374,257	375,049	0.9449	0.9469
第21特定期間	(2018年 7月17日)	349,289	350,044	0.9252	0.9272
第22特定期間	(2019年 1月17日)	318,970	319,694	0.8808	0.8828
第23特定期間	(2019年 7月17日)	306,166	306,846	0.9008	0.9028
第24特定期間	(2020年 1月17日)	280,958	281,506	0.9239	0.9257
第25特定期間	(2020年 7月17日)	249,088	249,565	0.9408	0.9426
第26特定期間	(2021年 1月18日)	214,702	215,118	0.9302	0.9320
第27特定期間	(2021年 7月19日)	188,113	188,469	0.9497	0.9515
第28特定期間	(2022年 1月17日)	189,505	189,868	0.9401	0.9419
第29特定期間	(2022年 7月19日)	198,312	198,683	0.9644	0.9662
第30特定期間	(2023年 1月17日)	182,564	182,979	0.8805	0.8825
第31特定期間	(2023年 7月18日)	200,321	200,746	0.9444	0.9464
第32特定期間	(2024年 1月17日)	222,167	222,613	0.9976	0.9996
第33特定期間	(2024年 7月17日)	247,667	247,713	1.0818	1.0820
第34特定期間	(2025年 1月17日)	243,291	243,337	1.0390	1.0392

第35特定期間	(2025年 7月17日)	235,010	235,054	1.0608	1.0610
	2024年 8月末日	241,179	—	1.0126	—
	9月末日	240,682	—	1.0140	—
	10月末日	249,320	—	1.0563	—
	11月末日	243,866	—	1.0336	—
	12月末日	250,283	—	1.0660	—
	2025年 1月末日	243,935	—	1.0441	—
	2月末日	241,071	—	1.0228	—
	3月末日	242,280	—	1.0331	—
	4月末日	236,244	—	1.0146	—
	5月末日	228,558	—	1.0201	—
	6月末日	232,681	—	1.0449	—
	7月末日	235,025	—	1.0636	—
	8月末日	240,388	—	1.0607	—

【分配の推移】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	0.0130円
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	0.0120円
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	0.0120円
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	0.0120円
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.0120円
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.0120円
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	0.0120円
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	0.0110円
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	0.0108円
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0108円
第27特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	0.0108円
第28特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	0.0108円
第29特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	0.0108円
第30特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	0.0114円
第31特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	0.0120円
第32特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	0.0120円
第33特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	0.0048円
第34特定期間	2024年 7月18日～2025年 1月17日	0.0012円
第35特定期間	2025年 1月18日～2025年 7月17日	0.0012円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	4.4%
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	5.2%
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	1.3%
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	3.5%
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	2.2%
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.8%
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	3.5%
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	3.6%
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	3.8%
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	3.0%
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0%
第27特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	3.3%
第28特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	0.1%
第29特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	3.7%
第30特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	7.5%
第31特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	8.6%
第32特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	6.9%
第33特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	8.9%
第34特定期間	2024年 7月18日～2025年 1月17日	3.8%
第35特定期間	2025年 1月18日～2025年 7月17日	2.2%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	113,418,744,150	18,864,043,768	399,332,678,304
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	60,006,398,151	28,552,421,280	430,786,655,175
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	44,673,725,324	32,127,487,250	443,332,893,249
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	46,236,819,478	45,661,607,651	443,908,105,076
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	32,638,718,547	80,485,372,146	396,061,451,477
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	31,201,653,254	49,732,247,172	377,530,857,559
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	27,873,729,182	43,265,156,084	362,139,430,657
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	14,394,086,703	36,638,020,556	339,895,496,804
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	9,218,587,419	45,009,131,638	304,104,952,585
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	10,186,872,359	49,526,567,592	264,765,257,352
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	6,575,587,102	40,532,055,570	230,808,788,884
第27特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	9,971,341,893	42,706,883,625	198,073,247,152
第28特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	15,838,969,391	12,337,126,052	201,575,090,491
第29特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	16,584,620,398	12,521,928,483	205,637,782,406

第30特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	15,749,128,961	14,041,071,964	207,345,839,403
第31特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	16,069,950,511	11,309,068,604	212,106,721,310
第32特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	27,894,571,422	17,298,318,358	222,702,974,374
第33特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	18,060,031,201	11,822,300,972	228,940,704,603
第34特定期間	2024年 7月18日～2025年 1月17日	16,991,344,333	11,780,934,175	234,151,114,761
第35特定期間	2025年 1月18日～2025年 7月17日	6,308,933,608	18,918,669,462	221,541,378,907

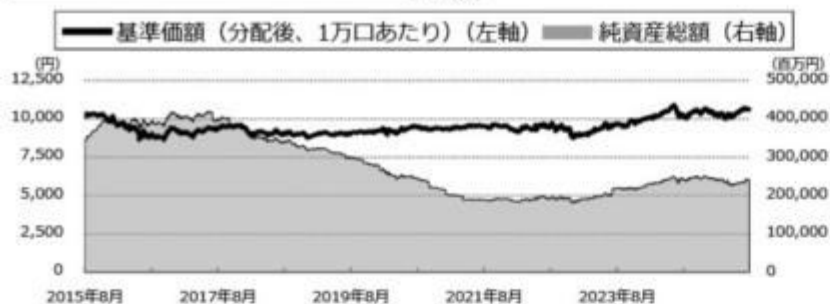
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績（2025年8月29日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次）



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2025年8月	2 円
2025年7月	2 円
2025年6月	2 円
2025年5月	2 円
2025年4月	2 円
直近1年間累計	24 円
設定来累計	4,118 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	1.2
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	1.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
8	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.9
9	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	0.9
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.8

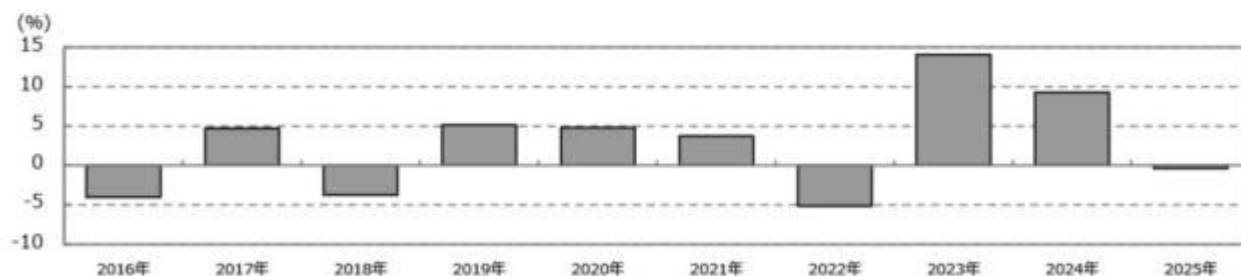
実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率(%)
1	アメリカ	45.5
2	中国	11.4
3	イタリア	7.9
4	フランス	6.5
5	イギリス	5.5

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移

（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

一部解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2008年2月27日設定)。

（４）【計算期間】

当初の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。また、2016年6月21日に開始する計算期間は2016年7月19日に終了するものとし、それ以降の計算期間は、原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了

日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）から（ ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（e）信託約款の変更等（ ）」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（d）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

（e）信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われる

こととなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(j)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

*なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年1月18日から2025年7月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025年 1月17日現在)	当期 (2025年 7月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	123,015,253	116,149,386
親投資信託受益証券	243,266,685,618	234,987,017,056
未収入金	272,647,144	322,751,555
未収利息	804	1,553
流動資産合計	243,662,348,819	235,425,919,550
資産合計	243,662,348,819	235,425,919,550
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,830,222	44,308,275
未払解約金	254,138,851	307,518,755
未払受託者報酬	6,975,480	6,310,775
未払委託者報酬	62,779,293	56,796,956
その他未払費用	465,024	420,707
流動負債合計	371,188,870	415,355,468
負債合計	371,188,870	415,355,468
純資産の部		
元本等		
元本	234,151,114,761	221,541,378,907
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,140,045,188	13,469,185,175
（分配準備積立金）	28,606,032,282	29,371,884,829
元本等合計	243,291,159,949	235,010,564,082
純資産合計	243,291,159,949	235,010,564,082
負債純資産合計	243,662,348,819	235,425,919,550

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
営業収益		
受取利息	145,319	249,566
有価証券売買等損益	8,812,444,583	5,364,449,401
営業収益合計	8,812,299,264	5,364,698,967
営業費用		
受託者報酬	40,699,983	38,777,414
委託者報酬	366,299,781	348,996,660
その他費用	2,713,276	2,585,098
営業費用合計	409,713,040	390,359,172
営業利益又は営業損失（ ）	9,222,012,304	4,974,339,795
経常利益又は経常損失（ ）	9,222,012,304	4,974,339,795
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,222,012,304	4,974,339,795
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,622,821	253,674,962
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,726,688,709	9,140,045,188
剰余金増加額又は欠損金減少額	382,768,018	223,243,780
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	382,768,018	223,243,780
剰余金減少額又は欠損金増加額	518,265,973	339,979,978
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	518,265,973	339,979,978
分配金	283,756,083	274,788,648
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,140,045,188	13,469,185,175

当ファンドの期末残存口数	F	236,478,270,091口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,054円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	47,295,654円

2024年11月19日から2024年12月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	538,784,030円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	91,109,364,281円
分配準備積立金額	D	27,799,474,916円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	119,447,623,227円
当ファンドの期末残存口数	F	235,338,790,291口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,075円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	47,067,758円

2024年12月18日から2025年 1月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	572,618,928円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	90,721,654,384円
分配準備積立金額	D	28,080,243,576円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	119,374,516,888円
当ファンドの期末残存口数	F	234,151,114,761口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,098円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	46,830,222円

当ファンドの期末残存口数	F	224,499,212,314口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,185円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	44,899,842円

2025年 5月20日から2025年 6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	586,750,656円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	87,237,421,184円
分配準備積立金額	D	28,544,508,639円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	116,368,680,479円
当ファンドの期末残存口数	F	223,352,565,392口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,210円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	44,670,513円

2025年 6月18日から2025年 7月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	622,472,237円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	86,590,411,368円
分配準備積立金額	D	28,793,720,867円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	116,006,604,472円
当ファンドの期末残存口数	F	221,541,378,907口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,236円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	44,308,275円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
期首元本額 228,940,704,603円	期首元本額 234,151,114,761円
期中追加設定元本額 16,991,344,333円	期中追加設定元本額 6,308,933,608円
期中一部解約元本額 11,780,934,175円	期中一部解約元本額 18,918,669,462円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,195,023,802	5,609,648,170
合計	3,195,023,802	5,609,648,170

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月17日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド	76,321,743,823	234,987,017,056	
	小計	銘柄数：1	76,321,743,823	234,987,017,056	
		組入時価比率：100.0%			100.0%
合計				234,987,017,056	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資
信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2025年 7月17日現在)

資産の部

(2025年 7月17日現在)

流動資産	
預金	284,753,622
コール・ローン	484,110,146
国債証券	1,021,368,697,419
派生商品評価勘定	22,344
未収入金	360,465,185
未収利息	9,017,478,372
前払費用	1,811,099,401
その他未収収益	4,539,100
流動資産合計	1,033,331,165,589
資産合計	1,033,331,165,589
負債の部	
流動負債	
未払金	88,291,423
未払解約金	438,951,993
その他未払費用	3,530,311
流動負債合計	530,773,727
負債合計	530,773,727
純資産の部	
元本等	
元本	335,447,264,472
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	697,353,127,390
元本等合計	1,032,800,391,862
純資産合計	1,032,800,391,862
負債純資産合計	1,033,331,165,589

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 7月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0789円
(10,000口当たり純資産額)	(30,789円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	147,611,243,597円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	156,526,808,152円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 1月18日
至 2025年 7月17日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 7月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 7月17日現在

期首	2025年 1月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	324,178,863,231円
同期中における追加設定元本額	34,440,418,575円
同期中における一部解約元本額	23,172,017,334円
期末元本額	335,447,264,472円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	54,636,982円
バランスセレクト50	69,613,668円
バランスセレクト70	78,985,990円
野村外国債券インデックスファンド	217,079,000円
野村世界6資産分散投信（安定コース）	2,941,359,508円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	22,641,216,240円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	4,082,971,573円
野村資産設計ファンド2015	15,723,334円
野村資産設計ファンド2020	16,851,296円
野村資産設計ファンド2025	22,992,767円
野村資産設計ファンド2030	43,543,280円
野村資産設計ファンド2035	36,768,628円
野村資産設計ファンド2040	59,576,819円
野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	76,321,743,823円
のむラップ・ファンド（保守型）	3,729,020,366円
のむラップ・ファンド（普通型）	46,847,539,519円
のむラップ・ファンド（積極型）	20,401,929,688円
野村外国債券インデックス（野村SMA向け）	270,117,143円
野村資産設計ファンド2045	12,175,884円
野村インデックスファンド・外国債券	1,166,151,443円
マイ・ロード	4,906,444,979円
ネクストコア	59,412,880円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	391,981,420円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	9,867,382,619円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	868,294,454円
野村資産設計ファンド2050	11,496,586円
野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型	2,704,171円
野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型	2,105,756円
野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型	2,021,409円
野村ターゲットデートファンド2016 2035 - 2037年目標型	1,686,874円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,418,669,719円

のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,817,931,477円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,867,013円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,725,730円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	5,060,989円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,592,106円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	7,264,658円
野村6資産均等バランス	6,312,802,290円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	9,535,148,000円
世界6資産分散ファンド	105,069,934円
野村資産設計ファンド2060	6,351,747円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,087,047,632円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10,799,201,092円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,214,812円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	618,673,917円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	144,989,257円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	610,374,379円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	209,829,414円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	660,217円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	4,167,430円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	62,925円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,951,653,483円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,814,049円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,432,158円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	150,791,650円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	100,675,262円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,778,881,617円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	31,579,052円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,107,888,823円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,084,919,251円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,105,978円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,098,171,825円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,680,021円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,351,877円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,906,554円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	644,183,332円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,359,422,686円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,744,391,325円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,421,138,809円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	29,742,488,329円
マイバランスDC30	2,454,753,008円
マイバランスDC50	2,121,882,969円
マイバランスDC70	1,833,849,960円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,525,532,984円
野村DC運用戦略ファンド	4,109,107,879円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	515,637,995円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	666,050,941円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,629,452,425円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	691,943,316円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	41,886,248円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	110,863,478円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	66,202,587円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	48,677,319円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	39,010,367円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	22,844,723円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	694,292,432円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	338,469,380円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	235,561,676円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	319,057,321円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	13,853,384円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	131,139,805円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	86,760,069円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	400,096,499円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	255,048,519円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	9,580,270円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年7月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	47,050,000.00	49,402,500.00	
		US TREASURY BOND	11,950,000.00	12,451,339.54	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,730.46	
		US TREASURY BOND	8,100,000.00	6,063,925.68	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,664,022.80	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,193.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,923.17	
		US TREASURY N/B	10,050,000.00	9,749,016.57	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	9,143,857.45	
		US TREASURY N/B	54,070,000.00	54,297,002.08	
		US TREASURY N/B	15,000,000.00	14,665,273.50	
		US TREASURY N/B	15,300,000.00	14,765,999.40	
		US TREASURY N/B	53,950,000.00	54,102,117.42	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,615,008.37	
		US TREASURY N/B	22,100,000.00	22,168,138.72	
		US TREASURY N/B	14,050,000.00	13,638,378.55	
		US TREASURY N/B	360,000.00	347,034.34	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	66,967,682.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,640.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,195.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,308.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,710.93	
		US TREASURY N/B	600,000.00	582,117.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,777.34	
		US TREASURY N/B	270,000.00	260,212.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,531.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,878.90	
		US TREASURY N/B	31,550,000.00	30,341,609.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,033.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,406.25	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,503,867.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,625.00	
		US TREASURY N/B	3,250,000.00	3,145,263.55	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	7,236,702.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,625.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,673.82	
		US TREASURY N/B	42,100,000.00	42,503,730.58	
		US TREASURY N/B	42,700,000.00	40,217,225.58	

US TREASURY N/B	350,000.00	343,040.98	
US TREASURY N/B	69,100,000.00	67,248,334.21	
US TREASURY N/B	67,250,000.00	67,939,574.77	
US TREASURY N/B	64,950,000.00	61,009,866.70	
US TREASURY N/B	59,400,000.00	58,042,614.96	
US TREASURY N/B	300,000.00	281,080.05	
US TREASURY N/B	300,000.00	296,460.93	
US TREASURY N/B	70,400,000.00	65,612,243.84	
US TREASURY N/B	37,100,000.00	36,280,464.71	
US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,806,542.86	
US TREASURY N/B	50,000.00	46,597.65	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,482.42	
US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,918,398.17	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,550.78	
US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,593,156.25	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,550.78	
US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,300,909.64	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,029.29	
US TREASURY N/B	500,000.00	462,460.90	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,048.82	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,138.67	
US TREASURY N/B	600,000.00	583,710.90	
US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,147,801.25	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,355.46	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,433.59	
US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,680,175.98	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,054.68	
US TREASURY N/B	48,400,000.00	47,131,387.60	
US TREASURY N/B	45,300,000.00	42,116,610.45	
US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,836,964.72	
US TREASURY N/B	43,950,000.00	40,773,065.46	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,414.06	
US TREASURY N/B	66,900,000.00	61,463,063.76	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,744.14	
US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,400,805.61	
US TREASURY N/B	46,900,000.00	43,144,332.42	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,472.65	
US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,498,064.84	
US TREASURY N/B	100,000.00	102,246.09	
US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,404,405.08	
US TREASURY N/B	100,000.00	103,050.78	
US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,526,491.29	
US TREASURY N/B	100,000.00	92,531.25	

US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,264,476.30	
US TREASURY N/B	29,500,000.00	27,127,323.85	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,542.96	
US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,926,462.42	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,332.03	
US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,999,690.78	
US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,748,232.24	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,173.82	
US TREASURY N/B	51,350,000.00	48,657,128.97	
US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,434,459.89	
US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,747,244.10	
US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,353,667.62	
US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,510,810.16	
US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,472,406.25	
US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,123,632.40	
US TREASURY N/B	41,350,000.00	40,338,860.18	
US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,941,991.79	
US TREASURY N/B	29,900,000.00	28,459,893.40	
US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,033,768.80	
US TREASURY N/B	100,000.00	91,501.95	
US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,749,176.10	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,746.09	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,932,109.20	
US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,624,015.48	
US TREASURY N/B	50,000.00	45,733.39	
US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,887,583.96	
US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,117,831.34	
US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,507,948.96	
US TREASURY N/B	100,000.00	84,996.09	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,078.12	
US TREASURY N/B	15,450,000.00	15,630,449.82	
US TREASURY N/B	450,000.00	404,165.02	
US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,103,395.17	
US TREASURY N/B	47,850,000.00	47,123,837.97	
US TREASURY N/B	42,250,000.00	41,359,610.82	
US TREASURY N/B	34,900,000.00	38,339,555.54	
US TREASURY N/B	59,800,000.00	51,056,582.20	
US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,325,352.49	
US TREASURY N/B	39,000,000.00	38,568,866.70	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,003.90	
US TREASURY N/B	41,180,000.00	34,829,269.81	
US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,858,006.82	
US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,940,898.10	

US TREASURY N/B	100,000.00	104,023.43	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,632.81	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,582.03	
US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,484,960.80	
US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,904,500.00	
US TREASURY N/B	500,000.00	428,486.30	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,937.50	
US TREASURY N/B	43,100,000.00	43,214,482.22	
US TREASURY N/B	100,000.00	87,294.92	
US TREASURY N/B	65,400,000.00	67,201,050.60	
US TREASURY N/B	50,000.00	42,327.14	
US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,065,722.42	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	846,406.20	
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,416,214.80	
US TREASURY N/B	14,750,000.00	12,807,435.32	
US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,196,975.73	
US TREASURY N/B	48,250,000.00	43,932,942.22	
US TREASURY N/B	200,000.00	198,613.28	
US TREASURY N/B	51,800,000.00	49,257,547.22	
US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,575,302.05	
US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,191,684.96	
US TREASURY N/B	23,650,000.00	23,936,384.94	
US TREASURY N/B	55,150,000.00	53,758,322.84	
US TREASURY N/B	68,750,000.00	68,760,738.75	
US TREASURY N/B	29,500,000.00	28,347,078.05	
US TREASURY N/B	39,650,000.00	39,138,883.74	
US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,160,538.96	
US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,116,238.12	
US TREASURY N/B	350,000.00	352,529.27	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,937.50	
US TREASURY N/B	100,000.00	88,167.96	
US TREASURY N/B	100,000.00	95,046.87	
US TREASURY N/B	100,000.00	97,261.71	
US TREASURY N/B	100,000.00	95,675.78	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,136.71	
US TREASURY N/B	100,000.00	95,292.96	
US TREASURY N/B	200,000.00	120,871.08	
US TREASURY N/B	100,000.00	89,589.84	
US TREASURY N/B	850,000.00	508,970.65	
US TREASURY N/B	50,000.00	31,017.57	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,679.68	
US TREASURY N/B	200,000.00	134,003.90	
US TREASURY N/B	100,000.00	94,343.75	

US TREASURY N/B	13,000,000.00	8,392,870.20	
US TREASURY N/B	400,000.00	318,781.24	
US TREASURY N/B	57,850,000.00	38,709,783.71	
US TREASURY N/B	100,000.00	79,378.90	
US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,662,853.06	
US TREASURY N/B	100,000.00	77,593.75	
US TREASURY N/B	500,000.00	402,373.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	148,648.42	
US TREASURY N/B	100,000.00	81,650.39	
US TREASURY N/B	100,000.00	73,972.65	
US TREASURY N/B	41,590,000.00	32,484,060.81	
US TREASURY N/B	100,000.00	87,091.79	
US TREASURY N/B	100,000.00	86,933.59	
US TREASURY N/B	100,000.00	83,613.28	
US TREASURY N/B	100,000.00	92,750.00	
US TREASURY N/B	46,100,000.00	38,353,037.91	
US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,875,632.06	
US TREASURY N/B	50,450,000.00	38,643,514.42	
US TREASURY N/B	47,650,000.00	35,635,123.97	
US TREASURY N/B	34,900,000.00	23,841,062.50	
US TREASURY N/B	25,400,000.00	18,894,224.34	
US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,324,624.64	
US TREASURY N/B	400,000.00	268,890.60	
US TREASURY N/B	26,700,000.00	17,884,826.79	
US TREASURY N/B	39,900,000.00	25,320,911.06	
US TREASURY N/B	11,200,000.00	7,997,500.00	
US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,097,694.70	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,452,734.20	
US TREASURY N/B	11,400,000.00	7,875,351.42	
US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,339,617.03	
US TREASURY N/B	49,700,000.00	35,793,706.41	
US TREASURY N/B	52,650,000.00	38,728,597.63	
US TREASURY N/B	12,750,000.00	9,138,661.95	
US TREASURY N/B	44,100,000.00	31,471,206.48	
US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,848,538.96	
US TREASURY N/B	14,650,000.00	8,879,272.70	
US TREASURY N/B	300,000.00	186,539.04	
US TREASURY N/B	36,100,000.00	20,469,122.37	
US TREASURY N/B	1,150,000.00	545,688.45	
US TREASURY N/B	54,800,000.00	29,671,202.43	
US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,070,473.60	
US TREASURY N/B	100,000.00	55,523.43	
US TREASURY N/B	100,000.00	53,535.15	

小計	US TREASURY N/B	100,000.00	58,855.46	
	US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,107,781.25	
	US TREASURY N/B	100,000.00	69,650.39	
	US TREASURY N/B	500,000.00	479,199.20	
	US TREASURY N/B	20,800,000.00	18,347,467.84	
	US TREASURY N/B	43,050,000.00	38,006,757.07	
	銘柄数：216	3,475,030,000.00	3,147,152,534.76	
	組入時価比率：45.3%		(467,383,622,937)	45.8%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,590,000.00	4,647,373.16	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,422,405.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,685,203.97	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,087,159.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,402,721.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,294,630.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,117,318.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	244,036.42	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,659,817.12	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,150,000.00	16,704,385.89	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,472,085.29	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,283.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,850,000.00	1,882,075.85	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,715.91	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,300,000.00	6,680,623.46	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,156,913.92	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,340,246.96	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,731.03	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	7,844,213.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,296,952.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	24,660,673.58	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	787,282.64	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	7,804,725.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,074,142.96	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,265,168.19	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,595,486.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,240,000.00	5,960,697.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,493,740.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,067,003.68	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,650,000.00	3,584,833.47	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,238,379.32	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,420,696.56	
	銘柄数：32	189,540,000.00	182,174,723.46	
小計			(19,744,096,528)	

	組入時価比率：1.9%		1.9%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,665,401.39	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	171,600,000.00	164,793,657.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	133,900,000.00	132,364,474.97	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	6,014,778.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	41,700,000.00	41,582,952.27	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	84,010,328.34	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	153,134,924.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	62,372,620.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	357,680.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	34,398,918.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	56,800,000.00	59,380,690.96	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	151,700,000.00	138,562,613.13	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	75,072,886.32	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	97,235,256.75	
	銘柄数：14	1,124,200,000.00	1,051,947,183.03 (8,335,313,894)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,281.40	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,600.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,409,920.00	
	BELGIUM KINGDOM	650,000.00	649,480.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,894,480.00	
	BELGIUM KINGDOM	16,250,000.00	17,405,375.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,660.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,000,200.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,901,640.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,850,000.00	3,812,270.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,020.00	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	125,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	11,815,655.00	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	190,560.00	
	BELGIUM KINGDOM	150,000.00	142,425.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,500,000.00	3,444,609.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,465,230.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,316,955.70	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	605,200.40	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	14,130,000.00	15,369,201.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	16,974,381.12	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,100,000.00	5,306,491.86	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,282.44	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,919,440.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,193.00	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	42,400,000.00	42,830,970.56
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,540.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,176.27
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,000,000.00	12,061,800.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	545,625.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,875.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	26,400,000.00	27,502,229.04
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,300,000.00	43,659,390.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,096.03
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	466,575.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	27,200,000.00	27,778,554.88
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,807.28
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,190.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,480.62
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17,450,000.00	18,102,972.02
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,050,000.00	9,138,646.56
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,650,000.00	5,768,173.14
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,307.76
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,807,904.08
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,900,000.00	16,931,853.40
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	1,935,774.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	11,794,177.98
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	390,060.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,550,000.00	6,506,266.66
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	85,559.61
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	405,149.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,950,000.00	11,665,297.21
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,250,000.00	4,437,847.05
BUNDES Obligation	10,000,000.00	10,132,500.00
BUNDES Obligation	1,100,000.00	1,102,145.00
BUNDES Obligation	4,000,000.00	4,039,160.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,623.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,500,000.00	3,813,845.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	950,000.00	1,034,930.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,550.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,500,000.00	41,566,525.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,973.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,770.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,060.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,970,000.00	37,537,895.20
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,814,310.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000.00	53,484,975.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,900,000.00	13,738,204.00

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450,000.00	437,013.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,900,000.00	18,663,957.42	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,750,000.00	9,039,392.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	30,658,657.95	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,870,000.00	35,499,141.72	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,675.10	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,600,000.00	17,748,584.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	69,299.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	459,280.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,550,000.00	14,348,684.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,150,000.00	19,778,634.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	25,580,000.00	26,117,180.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	106,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	20,950,000.00	21,509,365.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	34,660,000.00	35,162,570.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	29,450,000.00	29,679,710.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,102,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,721,760.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,550,000.00	30,895,215.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,950,000.00	2,037,360.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,489,810.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	37,550,000.00	38,770,375.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,130.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,896,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,160.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	24,000,000.00	25,118,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,050,000.00	5,107,065.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	8,973,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,200,000.00	11,880,960.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	26,500,000.00	27,395,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,120.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	205,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,650,000.00	7,723,440.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	138,180.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,970.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,950,000.00	36,298,160.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,660.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	6,072,780.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,145,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	26,450,000.00	29,827,665.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,650,000.00	5,833,625.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	31,034,630.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,512,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	570,830.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,860.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	506,970.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	182,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	9,197,940.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	10,345,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	299,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	14,500,000.00	15,135,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,400,000.00	9,135,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	392,805.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	353,880.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,230.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	15,398,560.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,550,000.00	6,009,706.08	
FINNISH GOVERNMENT	1,700,000.00	1,613,980.00	
FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,743,097.62	
FINNISH GOVERNMENT	1,050,000.00	926,488.50	
FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,084,777.73	
FINNISH GOVERNMENT	9,400,000.00	8,650,161.05	
FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	353,715.21	
FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,723,377.40	
FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	3,477,250.00	
FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	362,610.25	
FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,779,386.80	
FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	569,160.00	
FINNISH GOVERNMENT	1,450,000.00	598,547.82	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,770.00	
FRANCE (GOVT OF)	6,900,000.00	6,962,790.00	
FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,761,160.00	
FRANCE (GOVT OF)	23,700,000.00	22,740,150.00	
FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	8,120,250.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,890.00	
FRANCE (GOVT OF)	250,000.00	252,925.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,890.00	
FRANCE (GOVT OF)	60,850,000.00	61,233,355.00	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	894,690.00	
FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,818,180.00	

FRANCE (GOVT OF)	23,280,000.00	23,172,912.00	
FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	542,035.00	
FRANCE (GOVT OF)	5,150,000.00	5,129,915.00	
FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,305,560.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,832.44	
FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,380,420.00	
FRANCE (GOVT OF)	15,350,000.00	15,072,165.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,750,000.00	1,685,950.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	69,960.00	
FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	119,700.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	45,820.00	
FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	177,880.00	
FRANCE (GOVT OF)	14,250,000.00	11,922,975.00	
FRANCE (GOVT OF)	15,700,000.00	14,367,070.00	
FRANCE (GOVT OF)	50,000.00	25,985.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	16,050,000.00	17,895,750.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	653,119.10	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,350,000.00	40,485,961.11	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,050,000.00	49,127,277.88	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000.00	17,547,400.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	36,800,000.00	39,582,080.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	10,450,000.00	9,483,591.31	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,750,000.00	23,037,500.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	383,200.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,243,367.25	
IRELAND GOVERNMENT BOND	9,950,000.00	9,676,879.45	
IRISH GOVERNMENT	200,000.00	194,118.10	
IRISH GOVERNMENT	150,000.00	98,749.08	
IRISH TSY 0.2% 2030	2,650,000.00	2,361,862.05	
IRISH TSY 1.10% 2029	10,860,000.00	10,430,959.41	
IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,369.90	
IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,036,315.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,900.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	12,730,000.00	13,818,415.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,325.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	3,050,000.00	2,844,125.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	2,132,956.75	
NETHERLANDS GOVERNMENT	5,400,000.00	5,454,000.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,783,551.40	
NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,103,628.03	
NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,909,224.54	
NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	248,327.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT	10,600,000.00	10,483,400.00	

小計	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,700,000.00	13,974,673.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	1,984,760.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	3,107,829.66	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,266,767.12	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	295,858.78	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,850,000.00	3,653,020.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	7,450,000.00	7,457,450.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	600,000.00	594,240.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	3,400,000.00	3,165,400.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	4,250,000.00	4,179,025.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	150,000.00	120,570.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	8,550,000.00	5,910,615.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	3,500,000.00	3,291,400.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	6,500,000.00	3,772,600.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,072,490.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,850,000.00	4,966,400.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	3,860,110.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,700,000.00	12,262,770.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,850,000.00	7,021,040.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,250,000.00	4,277,625.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,490,400.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	13,050,000.00	14,253,463.17	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	4,087,548.61	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,401,200.00	
	SPANISH GOVERNMENT	6,250,000.00	7,397,500.00	
	SPANISH GOVERNMENT	22,950,000.00	24,651,607.09	
	銘柄数：223	1,754,830,000.00	1,798,137,273.70 (310,214,642,458)	
	組入時価比率：30.0%		30.4%	
英債券	UK TREASURY	50,000.00	48,887.66	
	UK TREASURY	100,000.00	96,051.85	
	UK TREASURY	250,000.00	238,048.32	
	UK TREASURY	100,000.00	101,253.00	
	UK TREASURY	90,000.00	82,342.38	
	UK TREASURY	200,000.00	187,090.00	
	UK TREASURY	100,000.00	107,098.00	
	UK TREASURY	100,000.00	89,101.67	
	UK TREASURY	200,000.00	176,802.00	
	UK TREASURY	500,000.00	415,400.00	
	UK TREASURY	400,000.00	319,024.00	
	UK TREASURY	160,000.00	160,223.23	
	UK TREASURY	100,000.00	76,139.11	
	UK TREASURY	480,000.00	478,805.08	

小計	UK TREASURY	650,000.00	442,557.76
	UK TREASURY	1,480,000.00	1,421,492.19
	UK TREASURY	100,000.00	71,914.61
	UK TREASURY	18,050,000.00	16,112,254.88
	UK TREASURY	15,990,000.00	15,699,007.58
	UK TREASURY	20,200,000.00	18,620,923.58
	UK TREASURY	500,000.00	454,576.80
	UK TREASURY	320,000.00	293,684.38
	UK TREASURY	70,000.00	54,509.00
	UK TREASURY	21,600,000.00	18,506,847.60
	UK TREASURY	100,000.00	50,420.89
	UK TREASURY	100,000.00	51,910.00
	UK TREASURY	100,000.00	84,275.54
	UK TREASURY	550,000.00	232,117.21
	UK TREASURY	100,000.00	76,240.00
	UK TREASURY	600,000.00	262,784.76
	UK TREASURY	5,550,000.00	4,187,536.05
	UK TREASURY	550,000.00	246,471.61
	UK TREASURY	100,000.00	44,993.32
	UK TREASURY	100,000.00	78,005.73
	UK TREASURY	19,850,000.00	15,321,395.19
	UK TREASURY	100,000.00	53,490.00
	UK TREASURY	2,650,000.00	1,838,040.00
	UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	12,545.00
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	75,860.00
	UNITED KINGDOM GILT	7,220,000.00	7,246,889.44
	UNITED KINGDOM GILT	21,370,000.00	21,333,874.01
	UNITED KINGDOM GILT	22,640,000.00	22,912,524.46
	UNITED KINGDOM GILT	5,090,000.00	5,175,868.30
	UNITED KINGDOM GILT	17,830,000.00	17,932,290.71
	UNITED KINGDOM GILT	25,200,000.00	25,533,900.00
	UNITED KINGDOM GILT	24,300,000.00	24,000,740.64
	UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,613,392.00
	UNITED KINGDOM GILT	2,300,000.00	2,275,790.42
	UNITED KINGDOM GILT	16,240,000.00	15,081,982.43
	UNITED KINGDOM GILT	21,180,000.00	19,828,362.28
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,693.27
	UNITED KINGDOM GILT	30,800,000.00	25,949,000.00
	UNITED KINGDOM GILT	2,650,000.00	2,617,116.68
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	139,936.50
	銘柄数：54	311,120,000.00	288,574,481.12
			(57,414,778,763)
	組入時価比率：5.6%		5.6%

小計	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,210,641.61	
	銘柄数：13	181,800,000.00	171,559,597.24	
	組入時価比率：0.7%		(6,956,741,668)	0.7%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,670,000.00	12,236,686.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,214,801.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,202,791.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,854,856.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,570,000.00	3,531,622.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,986,075.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	17,066,340.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	6,922,240.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,600,000.00	4,906,440.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,586,310.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,300,000.00	4,429,210.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,641,696.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,700,000.00	23,247,751.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	274,278.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,110.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,582,627.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,857,628.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,499,500.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,931,175.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,937,939.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,515,126.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,289,860.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,384,315.00	
小計	銘柄数：23	141,470,000.00	129,195,377.20	
	組入時価比率：1.2%		(12,490,609,067)	1.2%
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,651,350.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,096,680.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,556,075.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,275,520.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	1,994,062.96	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,150,680.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,432,328.89	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,965,008.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	384,760.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,259,330.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,663,740.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	643,300.00	
小計	銘柄数：12	36,900,000.00	33,072,835.65	
			(2,912,063,178)	

	組入時価比率：0.3%		0.3%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,298,000.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	496,850.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,192,940.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,251,700.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	204,660.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	468,900.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,871,100.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,882,646.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	390,540.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,297,455.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,197,105.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	907,800.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,263,250.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,726,800.00	
	銘柄数：14	34,310,000.00	35,449,746.25 (4,096,572,676)	
小計	組入時価比率：0.4%		0.4%	
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,426,477.04	
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	108,296.74	
	MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,456,919.77	
	MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,743,866.88	
	MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,159,552.16	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,115,406.70	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	700,000.00	706,772.78	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	405,337.20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,900,000.00	13,083,229.02	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,899,152.64	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,308,930.90	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	522,707.45	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,106,966.09	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,268,678.58	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,309,312.88	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,718,004.31	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	12,404,904.27	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,771,529.56	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,125,234.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	401,667.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,448,595.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,731,032.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,753,863.20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	324,796.89	

小計	銘柄数：24	142,630,000.00	151,301,235.62	
			(5,286,994,726)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,468,784.54	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,824,514.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,246,242.56	
	CHINA GOVERNMENT BOND	160,200,000.00	162,342,915.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	127,900,000.00	127,322,902.41	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,486,093.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,047,801.38	
	CHINA GOVERNMENT BOND	112,000,000.00	112,339,315.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,403,449.28	
	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000.00	464,550,681.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,099,284.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,077,942.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,508,831.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,856,649.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,213,792.62	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,757,236.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,339,924.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,438,534.43	
	CHINA GOVERNMENT BOND	28,500,000.00	28,535,129.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,603,481.85	
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,270,009.03	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,341,625.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,477,622.24	
	CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,540,081.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,796,770.78	
	CHINA GOVERNMENT BOND	114,900,000.00	117,195,093.03	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,567,133.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,337,370.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,604,128.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,374,226.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,908,971.68	
	CHINA GOVERNMENT BOND	103,500,000.00	103,162,279.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,214,808.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,080,082.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,515,012.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,281,931.95	
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,784,632.02	
	CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,092,350.36	
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,044,381.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,566,996.00	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,612,779.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,430,770.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	48,700,000.00	49,259,650.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,863,785.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,761,491.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,910,796.57	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,602,163.01	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,650,417.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,494,935.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,363,296.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,362,576.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	165,899,270.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,287,174.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	96,369,374.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	145,700,000.00	144,783,459.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	47,200,000.00	47,214,929.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,200,000.00	11,191,487.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	41,446,170.48	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	113,217,384.94	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	82,708,933.78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	87,363,519.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	225,242,750.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,900,000.00	28,970,989.96	
		銘柄数：63	5,389,800,000.00	5,646,627,119.92	
				(116,779,589,455)	
		組入時価比率：11.3%		11.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,293,479.97	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,835,911.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,808,252.67	
		ISRAEL FIXED BOND	10,100,000.00	9,568,975.33	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,486,378.80	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,327,285.70	
		ISRAEL FIXED BOND	10,500,000.00	9,163,781.55	
		ISRAEL FIXED BOND	17,400,000.00	14,548,521.06	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,326,803.36	
		ISRAEL FIXED BOND	12,600,000.00	9,334,425.24	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,677,872.28	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,077,013.37	
		銘柄数：12	93,750,000.00	86,448,700.33	
				(3,832,193,081)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
	小計				
合計				1,021,368,697,419	
				(1,021,368,697,419)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2025年 7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,985,000	
		US TREASURY N/B	297,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	27,250,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	23,758,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	4,565,000	
		US TREASURY N/B	43,600,000	
		US TREASURY N/B	47,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	49,601,000	
		US TREASURY N/B	464,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	16,375,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	4,595,000	
		US TREASURY N/B	25,929,000	
		US TREASURY N/B	9,368,000	
		US TREASURY N/B	3,400,000	
		US TREASURY N/B	27,143,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	29,707,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	46,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	6,672,000	
		US TREASURY N/B	4,958,000	
		US TREASURY N/B	3,480,000	
		US TREASURY N/B	49,999,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	22,237,000	

ることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0％から31.5％に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)				
前事業年度			当事業年度	
自	2023年4月 1日	自	2024年4月 1日	
至	2024年3月31日	至	2025年3月31日	
期首残高	1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-		-	
資産除去債務の履行による減少	-		-	
見積もりの変更による増加	-		308	
期末残高	1,123		1,431	

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕（1）に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (＊1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (＊1)	128,100		
							借入金利息 (＊1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (＊1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (＊1)	3,081		
							貸付金利息 (＊1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入（*1）	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済（*1）	185,200		
							借入金利息（*1）	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付（*1）	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済（*1）	5,368		
							貸付金利息（*1）	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメン ト　　Ｕ．Ｓ． Ａ．インク	ニ　ュ　ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	----------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社 の子会社	野村證券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(* 2) ノムラ・アセット・マネジメント　Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 2025年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

^{*} 2025年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 2月27日	臨時報告書
2025年 4月11日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 4月11日	有価証券報告書
2025年 5月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）の2025年1月18日から2025年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）の2025年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。